令和８年５月

安曇野市農業委員会定例総会

議　事　録

令和８年５月２９日

長野県安曇野市農業委員会

令和８年５月安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日　　令和８年５月２９日

○会議の日時　　令和８年５月２９日　午後　１時３０分

○招集の場所　　安曇野市役所　３階　会議室３０７

○出席委員（２２名）

１番	渡　辺　由　枝　君	２番	中　島　博　幸　君
３番	山　田　　稔　君	４番	望　月　孝　夫　君
５番	堀　内　伸　一　君	６番	髙　山　万　寿　君
７番	加　島　美智代　君	８番	藤　岡　喜美夫　君
９番	齋　藤　岳　雄　君	１０番	二　木　寿　夫　君
１１番	平　林　明　美　君	１２番	三　枝　守　和　君
１３番	細　萱　美　嗣　君	１４番	降　簱　治　喜　君
１５番	中　村　　正　君	１６番	小　林　　正　君
１７番	一　志　　寛　君	１９番	平　林　　平　君
２０番	丸　山　新　悟　君	２２番	請　地　康　仁　君
２３番	丸　山　隆　也　君	２４番	佐　原　悦　司　君

○欠席委員（２名）

１８番	中　野　隆　洋　君	２１番	望　月　慎　二　君

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	森　田　剛　幸　君	事務局次長	森　　和　哉　君
事務局員	飯　田　佳　乃　君		

午後　１時３０分　開会

○事務局（森田剛幸君）　それでは、安曇野市農業委員会会議規則第３条第１項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　それでは、本定例総会でございますが、現在の出席者が22名でございます。半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第３項によりまして、本会は成立いたします。

なお、18番、中野委員、21番、望月委員から欠席届が出されてございます。

この会議は、個人情報の保護に関する安曇野市個人情報保護法施行条例等に基づきまして、発言には十分ご配慮を願いたいと思います。

また、議案に対しての質問等ございましたら、挙手の上、議長が指名いたしますので、番

号、それから、委員の名前をおっしゃってから発言をお願いをいたします。

○議長（佐原悦司君）　議事録署名人の指名をいたします。

安曇野市農業委員会会議規則第19条に基づきまして、議長より指名をいたします。

１番、渡辺委員、２番、中島委員の２名にお願いをいたします。

なお、農業委員会に関する法律第30条に基づきまして、総会の会議上、出席者の過半数によりまして決をいたしますが、同数の場合は会長がこれを決するものとさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐原悦司君）　それでは、事務局にお伺いいたします。本日の傍聴人はいらっしゃるでしょうか。

○事務局（森　和哉君）　おりません。

○議長（佐原悦司君）　分かりました。

それでは、本日の日程どおり進めさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○事務局（森　和哉君）　本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、三郷、堀金地域は５月26日、豊科、穂高、明科地域は５月27日に地域委員会を開催し、協議しております。

本日の審議は、総会の意見を求めるものでございます。

議案第１号　農地法第３条許可申請審議

○議長（佐原悦司君）　第１号議案、農地法第３条申請審議を上程いたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森　和哉君）　議案書３ページをお願いします。

今月の申請件数は３件で、申請地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人の経営面積につきましては、議案書に記載のとおりです。いずれも受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　それでは、申請番号29番につきまして、担当地区委員より申請事由の説明をお願いします。

また、位置等につきましては、別冊の資料２ページをご覧ください。お願いをいたします。

○４番（望月孝夫君）　４番、望月です。

申請番号29番について説明します。

渡人は、耕作率を上げるため、申請地と受人の土地等を交換したい。受人は、渡人の希望を受けて、申請地と自分の土地とを交換したいということです。

審議をよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可といたします。

それでは、続きまして、申請番号30番につきまして、事務局より申請事由の説明をお願いします。

位置等につきましては、別冊３ページをご覧ください。お願いをいたします。

○事務局（飯田佳乃君）　委員番号24番、佐原委員に代わって、申請番号30番について、事務局より説明いたします。

渡人は、耕作が困難なことから、申請地を譲渡したい。受人は、今まで耕作に関与していた申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したいということです。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可といたします。

それでは、続きまして、申請番号31番につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

資料につきましては、別冊４ページをご覧ください。

○事務局（飯田佳乃君）　委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より、申請番号31番について説明いたします。

渡人は、県外に居住しており、耕作が困難なため、譲渡したい。受人は、申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したいということです。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可といたします。

議案第２号　農地法第４条許可申請審議

○議長（佐原悦司君）　次に、議案第２号　農地法第４条許可申請審議を上程いたします。

それでは、事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局（森　和哉君）　議案書４ページをお願いします。

今月の申請件数は３件で、申請地の所在、地目、面積、申請人、転用目的等につきましては、議案書記載のとおりで、いずれも立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、申請番号15番につきまして、事務局より転用事由の説明をお願いします。

位置等につきましては、別冊の６ページ、７ページをご覧ください。

○事務局（飯田佳乃君）　委員番号24番、佐原委員に代わって、申請番号15番について説明いたします。

申請人は、農地を農業用施設用地として利用していたが、転用許可が必要と判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号16番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

位置等につきましては、別冊８ページ、９ページをご覧ください。

○１２番（三枝守和君）　委員番号12番、三枝です。

申請番号16番について説明いたします。

転用理由ですけれども、申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。

審議のほうをよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号17番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

位置等につきましては、別冊10ページ、11ページをお願いいたします。

○２番（中島博幸君）　委員番号２番、中島です。

申請番号17番について説明いたします。

申請人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。

ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の計画変更許可申請審議

○議長（佐原悦司君）　それでは、次に、議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の計画変更許可申請審議を上程いたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森　和哉君）　議案書５ページをお願いします。

今月の申請件数は１件です。本案件は、８ページ、議案第４号、申請番号52番の関連案件です。申請地の所在、地目、面積、申請人、転用事業者及び転用目的の変更等につきましては、議案書記載のとおりです。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、申請番号３番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

なお、位置等につきましては、別冊の12ページ、13ページをお願いいたします。

○９番（齋藤岳雄君）　委員番号９番、齋藤です。

申請番号３番について説明をいたします。

転用事由については、渡人は申請地に建売住宅を建築する予定だったが、法人において不動産事業を撤退することとなり、今回の受人が申請地を譲り受け、住宅を建てたいということです。

転用事業者の変更ということで、渡人から受人で、建売住宅から住宅ということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第４号　農地法第５条許可申請審議

○議長（佐原悦司君）　次に、議案第４号　農地法第５条許可申請審議を上程いたします。

事務局より説明をお願いをいたします。

○事務局（森　和哉君）　議案書６ページから８ページをお願いします。

今月の申請件数は９件で、申請地の所在、地目、面積、申請人、転用目的等につきましては、議案書記載のとおりで、いずれも立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

なお、申請番号52番は、先ほどの５ページ、議案第３号、申請番号３番の関連案件です。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、申請番号44番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

なお、位置等につきましては、別冊14ページ、15ページをお願いをいたします。

○２３番（丸山隆也君）　23番、丸山です。

申請番号44番について、転用事由を説明をいたします。

受人は、豪雪地である市外に居住しているが、高齢であることを考え、雪の少ない申請地に住宅を建築したいという事由でございます。

審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号45番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

なお、位置等につきましては、別冊の16、17ページをお願いをいたします。

○２３番（丸山隆也君）　23番、丸山です。

申請番号45番の転用事由について説明をいたします。

借人は、現在、市外の借家に居住しているが、生活環境のことを考え、申請地に住宅を建築したいという内容でございます。

審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員賛成によりまして許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号46番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

位置等につきましては、別冊の18、19ページをお願いします。

○２３番（丸山隆也君）　23番、丸山です。

申請番号46番についての事由について説明をいたします。

借人は、申請地を駐車場として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいという内容でございます。

審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号47番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

なお、位置等につきましては、別冊の20ページ、21ページをお願いいたします。

○１３番（細萱美嗣君）　委員番号13番、細萱です。

申請番号47番について、転用事由を説明いたします。

受人は、現在、市外の借家に居住しているが、今後のことを考え、実家に隣接する申請地

に住宅を建築したい。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号48番につきまして、事務局より説明をお願いをいたします。

なお、位置等につきましては、22ページ、23ページをご覧ください。

○事務局（飯田佳乃君）　委員番号24番、佐原委員に代わって、申請番号48番について説明いたします。

転用事由は、渡人は申請地を住宅敷地として利用していたが、このたび、受人へ売却することとなったため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号49番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

なお、位置等につきましては、別冊の24、25ページをお願いをいたします。

○１２番（三枝守和君）　委員番号12番、三枝です。

申請番号49番について説明いたします。

転用事由ですけれども、受人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。

審議のほう、お願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号50番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

なお、位置等につきましては、別冊の26ページ、27ページをお願いをいたします。

○６番（髙山万寿君）　６番、髙山です。

申請番号50について、転用事由を説明をいたします。

借人は、現在使用している営農型太陽光発電施設が一時転用期間満了となるため、転用申請を行い、引き続き使用したいとのことです。

審議をよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号51番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

位置等につきましては、別冊の28、29ページをお願いいたします。

○６番（髙山万寿君）　６番、髙山です。

申請番号51番について、転用事由の説明をいたします。

借人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。

審議をよろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、申請番号52番につきまして、担当地区委員より転用事由の説明をお願いします。

なお、位置等につきましては、別冊の30、31ページをお願いいたします。

○９番（齋藤岳雄君）　９番、齋藤です。

申請番号52番について説明いたします。

転用事由は、受人は、申請地は現在の居住地に近いことから、環境の変化が少なく、希望相当の面積であるため、この土地に住宅を建築したいとのことです。

審議をよろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第５号　農地の非農地決定申請審議

○議長（佐原悦司君）　それでは、次に、議案第５号　農地の非農地決定申請審議を上程いた

します。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森　和哉君）　議案書９ページをお願いします。

今月の申請件数は１件で、申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりで、現況は山林原野化し、復元困難となっております。

なお、穂高地域委員会で非農地と認められるものと確認しております。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

位置等につきましては、32ページをご覧ください。

穂高地域長のほうから補足説明ございましたら、よろしいですか。

○１２番（三枝守和君）　12番、三枝です。

今、現状のところを見てもらえれば、ちょっと分かりにくいんですけれども、駐車場の横に１メートルぐらいの高さがあって、その東側に行くと、２メートルぐらい、今度、下って、そこにちょっと写っているんですけれども、ワサビ畑があると。そういうことで、利用方法もないということでこのような結果になりましたので、よろしくお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見等ございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　ご意見なければ、採決に入ります。

原案どおり非農地と決定する賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により原案どおり決定といたします。

議案第６号　農用地利用集積等促進計画審議（所有権移転）

○議長（佐原悦司君）　次に、議案第６号　農用地利用集積等促進計画審議（所有権移転）につきまして上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（森　和哉君）　議案書10ページから11ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、長野県農業開発公社に対して所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものです。

今月の申請件数は６件で、申請地の所在、地目、面積、利用方法等につきましては、議案書記載のとおりです。いずれも公社買入れの移転時期は令和８年７月21日、公社売渡しの移転時期は令和８年10月15日です。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

別冊の資料でございますが、33ページから38ページになってございますので、ご覧ください。

ただいまの説明につきまして、ご意見等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、採決に入ります。

原案どおり要請に賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により、原案どおり長野県農業開発公社に農用地利用集積等促進計画を定めるように要請をいたします。

議案第７号　農用地利用集積等促進計画審議　一括方式（地域計画区域内）

○議長（佐原悦司君）　それでは、次に、議案第７号　農用地利用集積等促進計画審議　一括方式（地域計画区域内）を上程いたします。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限につきまして、委員番号２番、中島委員につきましては、参考人としての出席をお願いいたします。あらかじめご承知願います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森　和哉君）　12ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画　一括方式（地域計画区域内）の権利設定について、安曇野市長から意見を求められていますので、ご説明いたします。

設定件数は総計115件、17万6,361㎡、期間は５年５か月、10年５か月です。設定筆数は総計115筆、田が74筆、畑が41筆です。耕作者は25人、所有者は51人となっております。

13ページから16ページは計画書です。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

何かご意見、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君）　それでは、本案につきまして採決に入ります。

異議なしということで、賛成委員の挙手をお願いをいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君）　ありがとうございました。

全員挙手により、原案どおり農地利用集積等促進計画審議　一括方式を異議なしとのことで意見を提出させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐原悦司君）　それでは、以上をもちまして、全ての議事が終了いたします。

何か全体を通しましてご意見等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

午後　３時００分　閉会